

新型コロナウイルス感染影響に伴う

今年度登録更新における CPD ポイント取得への配慮について

2020年5月27日

認定都市プランナー制度運営委員会

2016年度に合格し登録された方は、今年度登録更新を迎えます。

また、諸事情により昨年度登録更新をされなかった第1期認定都市プランナーの方も受付が可能です。

今年度の登録更新の受付期間は下記の通りです。

■認定都市プランナー：2020.8.23～2020.11.23

■認定准都市プランナー：2020.6.15～2020.9.15

一方、新型コロナウイルス感染の影響により、多くのセミナー、研修会が中止され、CPDポイントの取得機会が大幅に減少しました。

このため、今年度の登録更新に限り特別に、見なしCPDの取得基準を緩和することになりました。

具体的には次の通りです。

※詳しくは、都市計画コンサルタント協会ホームページにある「登録更新の手引き」を参照して下さい。

●都市計画書籍購読によるCPDポイント取得限度数の緩和

- ・都市計画に関する書籍を購読すれば、認定都市プランナー登録更新者にとっては1件につき2ポイント年間で10ポイントを限度、認定准都市プランナー登録更新者にとっては1件につき2ポイント年間で4ポイントを限度として見なしCPDポイントが取得できます。
- ・これを、今年度に限り、コロナウイルス感染の影響を受ける4年間の最後の1年間（認定都市プランナーは2019.11.23～2020.11.23。認定准都市プランナーは2016.9.15～2020.9.15）における取得限度ポイントを10ポイント（認定准都市プランナーは6ポイント）追加し、年間20ポイント（認定准都市プランナーは10ポイント）まで取得できることとしました。

●オンライン上のセミナー、研修会を視聴した場合、ポイント取得を可能とする

- ・現在、都市計画コンサルタント協会が主催する「都市墾サロン」をパスワードを取得して視聴した場合、1時間につき1ポイントの見なしCPDポイントが取得できます。
- ・これを、「都市墾サロン」に限らず、都市計画に関するオンライン上のセミナー、研修会等を視聴した場合も1時間につき1ポイントの見なしCPDポイントを取得することを可能とします。
- ・ただし、視聴をした証明書類（申込書、Zoomなどの招待状）を添付する必要があります。

なお、見なしCPDポイントは、必要取得数の8割までですので、これを越えないように注意して下さい。